

沖縄労働局発表
平成27年11月6日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098-868-3421
----	---

平成27年度沖縄県最低賃金【693円】にかかる キャンペーン等の実施について（取材依頼）

平成27年度沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）については、平成27年10月9日（金）から発効しており、沖縄労働局（局長 待鳥 浩二）では、県内で働く労働者及び使用者をはじめ、広く県民に周知を行っているところですが、今回、下記により宮古、八重山地域で開催される産業まつり会場におきましてキャンペーンを実施いたしますので、取材方、お願いいたします。

1 2015 八重山の産業まつり会場でのキャンペーン

- (1) 日 時 平成27年11月7日(土) 午後1時30分～午後3時00分
- (2) 場 所 石垣市民会館ホール
- (3) 内 容 会場入口周辺で各団体の協力により「沖縄県の最低賃金」
（別添リーフレット）を配布し、地域別最低賃金額（693円）
を広くアピールする。

2 第38回宮古の産業まつり

- (1) 日 時 平成27年11月8日(日) 午後1時30分～午後3時00分
- (2) 場 所 宮古島市民球場屋内練習場
- (3) 内 容 会場入口周辺で各団体の協力により「沖縄県の最低賃金」
（別添リーフレット）を配布し、地域別最低賃金額（693円）
を広くアピールする。

* 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）

平成 27 年度沖縄県地域別最低賃金の街頭キャンペーン実施要綱

宮古の産業まつり及び八重山の産業まつり

「沖縄県地域別最低賃金」が平成 27 年 10 月 9 日から改正施行されていることから、これを広く県民に対し周知することを目的として、下記により平成 27 年度沖縄県地域別最低賃金の宮古島市及び石垣市における街頭キャンペーンを実施します。

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を果たしている。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改正されていることから、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金近傍の賃金の労働者が少なくない。

このため「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」をキャッチフレーズとして、改正後の沖縄県地域別最低賃金額の周知を図るとともに、最低賃金制度に対する関係者の理解を深め、その遵法意識の向上を図ることとする。

2 実施時期

第 38 回宮古の産業まつり、2015 八重山の産業まつり開催時期

3 参加・協力機関

沖縄労働局、沖縄県、沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会、宮古商工会議所、八重山青年会議所、連合沖縄

4 実施方法

(1) 2015 八重山の産業まつり

日 時 平成 27 年 11 月 7 日(土) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場 所 石垣市民会館ホール

内 容 会場入口周辺で各団体の協力により「沖縄県の最低賃金」(別添リーフレット)を配布し、地域別最低賃金額(693 円)を広くアピールする。

(2) 第 38 回宮古の産業まつり

日 時 平成 27 年 11 月 8 日(日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場 所 宮古島市民球場屋内練習場

内 容 会場入口周辺で各団体の協力により「沖縄県の最低賃金」(別添リーフレット)を配布し、地域別最低賃金額(693 円)を広くアピールする。